

平成28年(ワ)第758号 国家賠償請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜 県

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜 県 外1名

上 申 書

令和2年12月28日

岐阜地方裁判所 民事第2部合議係 御中

被告 岐阜県 訴訟代理人

弁 護 士	端 元	博 保
弁 護 士	伊 藤	公 郎
弁 護 士	池 田	智 洋
弁 護 士	市 橋	優 一

第1 送達場所と氏名

1、阪上壽秋氏の最終勤務先

〒503-0838

岐阜県大垣市江崎町422-10

大垣警察署警備課

阪上 壽秋

2、「警備第1課長（情報交換開始当時）」の氏名及び最終勤務先

〒500-8501

岐阜県岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県警察本部警備部警備第一課

三輪 優

3、横山裕之の送達場所

〒500-8501

岐阜県岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県警察本部総務室広報県民課

横山 裕之

第2 民事訴訟法191条1項の「監督官庁」

現在も勤務している横山氏、のみならず、退職者である、阪上氏、三輪氏も、ともに、民事訴訟法第191条1項の、「当該監督官庁」は、「岐阜県警察本部長」である。

第3 その他

特に、退職者である、阪上氏、三輪氏は、一般人として、生活上の同人らの都合があることは明らかである。

そこで、呼出から、尋問まで、相当の期間を設定し、出頭を確実にするため、同人らが日時の調整ができるよう、配慮すべきであることを付記する。

以上